

少額随意契約の基準額引き上げに伴う変更について【お知らせ】

2025 年 10 月より少額随意契約の基準額引き上げに伴う変更により、業務成績評価基準に掲載している「2023 年 4 月 1 日以降に手続き開始の公示をした業務→業務成績評価基準(2023 年 4 月 1 日)」(対象業務)第 2 条文中、「250 万円」とあるのは、「400 万円」と読み替えをお願いいたします。ただし、2025 年 10 月 1 日以降に手続き開始の公示を行った業務が対象となります。